## 第77回制度設計専門会合

日時:令和4年9月26日(火) 14:00~15:03

※オンラインにて開催

出席者:武田座長、岩船委員、圓尾委員、草薙委員、末岡委員、松田委員、松村委員、村 上委員、山内委員、山口委員

(オブザーバーについては、委員等名簿を御確認ください)

○田中総務課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより電力・ガス取引監視 等委員会第77回制度設計専門会合を開催いたします。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、御多忙のところ御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本会合は、新型コロナウイルス感染症対策のため、オンラインでの開催とし、傍聴者・ 随行者は受け付けないこととさせていただきます。なお、議事の模様はインターネットで 同時中継を行っています。

また、本日は、安藤委員、大橋委員は所用のため御欠席でございます。

それでは、議事に入りたいと思います。以降の議事進行は武田座長にお願いしたく存じます。よろしくお願いいたします。

○武田座長 本日もよろしくお願いいたします。

本日の議題は、議事次第に記載した4つでございます。

それでは、議題1「小売電気事業に関する最近の動向及び今後の対応について」に関し、 事務局から説明をお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長 それでは、資料3について事務局から説明いたします。ネットワーク課長の鍋島です。

本日の議論ですけれども、1ページ目を御覧ください。

7月26日に開催された第75回の本会合におきまして、インバランス料金や託送料金の大規模な未払い等を防止し、社会的負担の抑制を図る観点から、一般送配電事業者による託送契約の適切な解約に向けた運用の整理等を行うという点について御議論を頂きました。これに関しまして委員の皆様方から、解約の基準やタイミングなど一定のルールを決める必要があるのではないか、あるいは保証金等の仕組みを整えて大規模な未払いを防止する

方策もあり得るのではないかといった御意見も頂いたところです。その後、事務局において検討いたしまして、本日は、インバランス発生を理由とする解約、保証金未払いを理由とする解約について整理を行いましたので、これについて御議論を頂ければと考えております。

2ページ目は、7月26日に御提示させていただいた資料です。この最後のポツのところで、託送約款上は、一般送配電事業者は大規模なインバランスを発生させていることを理由として託送契約を解約することができるが、これまでの運用上、これを理由とした解約はなされてこなかったという点に触れております。

3ページ目におきまして、今後の検討の方向性として、この③─2のところで、この一般送配電事業者による託送契約の解約に向けた運用の整備を行うということに触れさせていただきました。

その上で、4ページ目で、まずインバランス発生を理由とする解約についてですけれども、確かにこの現行の託送供給約款におきましては、この一般送配電事業者からの解約事由として、小売電気事業者が「頻繁に接続対象電力量と接続対象計画電力量との間に著しい差を生じさせたとき――要は、計画値同時同量に大いに違反しているということが解約理由として書かれております。ということで、論理的に考えれば、文字だけを読めば、一般送配電事業者は、小売電気事業者がこれに違反したときに、インバランス料金の未収が、インバランス料金の支払い期日がやってくる前に解約を行うということも可能と考えることもできます。

一方でですが、計画値同時同量という点については、小売電気事業者に託送供給等約款 上求められている一般的な役割というふうにも考えられまして、どのような場合にこの計 画値同時同量から逸脱したときに託送契約の解約が許容されるのかという点につきまして は、これは未収リスクという点ではなくて、もっと幅広い観点から検討すべき性格の論点 ではないかと考えております。

その上で、5ページ目ですけれども、保証金の論点について検討いたしましたので御説明いたします。

現行の約款上は、未収リスク抑制の観点から、料金の支払い延滞したときということに加えて、新たな供給開始や契約電力等の増加の場合に、一般送配電事業者から小売事業者に対して保証金を求めることができると規定されております。その一方で、このインバランスが大幅に増加等をしている場合に保証金を求めることができるかという点については、

少なくとも明示的には書かれていないという状況です。

しかし、未収リスク抑制の観点から、この新たな供給開始や契約電力等の増加というときに保証金が措置されているということを鑑みると、大規模なインバランス料金が急増している、あるいは急増する可能性がある場合に、当該料金債権の未収リスクを低減する方策として保証金を求めるということも選択肢として考えられる、検討すべきではないかと思います。

ということで、今、明示的に書かれていないわけですけれども、具体的に、インバランス料金の未収リスクに備えた保証金を求めることができる旨を約款上明記するという方向での約款の改定を行うということが選択肢として検討されると思います。

その上で、そうした約款改定を行った場合、その運用に当たっては、ここに書いてある a、b、cの要件を満たすということを関係事業者に求めるということが適当ではないか と考えておりまして、そのa、b、cとは、まずaとして、調達率が急激に低下するなど してインバランス量が急増していること、bとして、インバランス量が大規模であること、cとして、一般送配電事業者によるインバランスの改善要求に小売電気事業者が応じない 場合。このa、b、cを満たす場合に、一般送配電事業者の判断で必要に応じて保証金を求めるという――このa、b、cを満たしたら必ず求めるというのではなくて、必要に応じて保証金を求めるということにしてはどうかと考えております。

最後のポツですけれども、こうした運用を行う際には、小売電気事業者への事業継続への影響を勘案することも重要でありますので、保証金を求める必要性を一般送配電事業者において慎重に検討すると。その上でこうした保証金を求めるということが妥当ではないかと考えます。

6ページ目ですけれども、保証金の請求額については、現行の約款上も、この契約電力の増加等の場合には、「予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲」と規定されております。ということで、このインバランス料金の未収リスクに備えるという観点から、予想インバランス料金も例えば3か月分なり一律に求めるということも考えられるわけですけれども、インバランス量を事前に想定するということも困難だと思われますし、また、小売電気事業者にとって過大な負担になる場合もあると考えられることから、この小売電気事業者の事業継続への影響に鑑みまして、この保証金、インバランス料金が増大しているときの保証金についても、現行の約款の記載と同様、「予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲」とすることが妥当ではないかと考えますし、また、実際に

求める額については、過大とならないように一般送配電事業者において慎重に検討の上、 設定するということにしてはどうかと考えております。

7ページ目ですけれども、現行約款上も小売電気事業者が保証金を支払わない場合に、これは解約することがありますと約款上規定されております。大規模な未収リスクを抑制し、社会的負担の増大リスクの抑制を図るという観点からは、一般送配電事業者が今申し上げているような保証金を求めた結果、小売電気事業者がそれを支払わない場合に、当該未払いを理由に解約することは許容されると解することが適当ではないかと考える次第です。

図が書いてございますけれども、今までですと、インバランスが発生し、大規模なインバランスが発生したとして、この支払い期限が到来し、インバランス料金を請求して未払いのときに解約と。これが現行の運用であり、これはこういうことに至った場合には解約があり得るというのは今後も変わらないものと思いますが、それに加えて、これからの運用案として提示しているのは、まずインバランスの発生後、ここに書いてあるa、b、cの3要件に合致した場合に一般送配電事業者が保証金を小売事業者に対して請求し、保証金の支払い期限が到来して未払いだったときに解約をするということも許容されると。これが今後の運用案です。もし保証金を請求して支払いがなされた場合は、基本的に解約するかどうかは、このインバランス料金の請求時点がやってきて、そのとき未払いのときに解約ということではあるのですけれども、さらに、インバランス発生そのものが安定供給に支障がある場合などが解約に当たるかどうかという点については、これは最初のほうに申し上げたとおり、別途必要に応じて、様々な観点から、将来的に必要に応じて検討するということにしたいと考えております。

8ページ目がまとめになりまして、今まで御説明した内容をまとめますと、まず最初に、 このインバランス料金が大幅に増加するといったときに、必要に応じて保証金を求めるこ とができる旨を明記するような約款改定を行ってはどうかということが提案の1点目です。

「また」以下がその際の運用についてですけれども、先ほどから申し上げているような a、b、cの3要件を満たしたときに、必要性を慎重に判断した上で一般送配電事業者が 保証金を求めるというようにし、その額については予想月額料金の3か月分以内ということにしてはどうかというものです。そして、その保証金を求めた結果、この支払いが行われない場合は、それを理由に解約することも許容するということでありますが、その運用 を開始して、保証金の支払い状況や未収リスクの解消状況等を踏まえまして、必要に応じ

て見直すということもあり得るべしという、最後に留保を付けた上でこうしたことにして はどうかというのが事務局における検討結果でございます。これについて御議論いただけ ればと考えております。

○武田座長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について皆様から御質問、御発言をいただきたく存じます。 御発言のある方は、チャット欄に御発言を希望される旨を御記入願います。いかがでしょ うか。

それでは、草薙委員、お願いいたします。

○草薙委員 草薙でございます。

この資料3で詳しく御説明を頂きまして感謝します。基本的に、今回の事務局案に賛意 を表させていただきたいというふうに思っています。

そもそも、保証金未払いを理由とする一送による解約という仕組み、これを新たに考えていただいたというのは非常にありがたいことだと思っておりまして、こういった方法は非常に合理的だと思います。

幾つかコメントをしたいのですけれども、まず、一送が今後、実際に保証金を適用した 場合にどういう運用をされているかということについての規制当局の事後的なフォローア ップ、こちらのほうをどのようにするかということも併せて論点として出てくるかと思い ます。

最後のスライドに、「必要に応じた見直し」というようなことがございますので、そういったこともしっかりと含まれているのだろうというふうに思っておりますけれども、そもそもこのようなことを一送の判断で実施することから、その実際の運用状況を規制当局がウォッチすることは重要かなというふうに思いました。このようなことがあったら、基本的に監視等委員会に報告をしていただくというのがよろしいのではないかというふうに考えました。

それから、資料の7ページのところですけれども、詳しく説明していただいたとおり、インバランスの発生が安定供給に支障をもたらしている場合には、一旦保証金の支払がなされても解約に至る道筋があり得るというわけであります。新制度の運用状況をこれから見ていって、こちらのほうをしっかりと検討すべきということになりましたら、果敢にこちらのほうの設計も速やかに行うべきだというふうに考えております。

以上であります。ありがとうございました。

○武田座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。オブザーバーの方も含めてお知らせいただければと思います。 松田委員、お願いいたします。

○松田委員 どうもありがとうございます。私も、今回の事務局の御整理に違和感はございません。保証金の請求事由については、先ほど草薙委員からも御指摘ありましたとおり、中立公正な運用がなされるように監視のほうをしていただければと思っております。

1点質問と申しますか、もしかしたら今後の検討課題ということなのかもしれませんけれども、質問させていただきたいと思います。今回、託送供給等約款の既存の文言として、解約事由として頻繁にインバランスが生じる、著しく生じるときには解約できるというふうになっているということでしたけれども、こちらも既存の規定について、解釈や運用というのは何か変わるということになるのでしょうか。今回の保証金の請求事由として整理されている a から c の要件と今回の解約事由との関係が少し分からなかったものですから、御質問申し上げる次第です。もし既存の約款上の解約規定はあるものの、今回の保証金の請求事由に該当する場合には優先的に保証金の請求をして、その上で未払いがあった場合には解約するというような形で、ワンステップを必ず踏んで運用するということなのか、それともやはり何か頻繁にインバランスが生じて、やはりこれは解約相当であるというときには直ちに解約できるというたてつけを維持するのかというところで、現段階で何かお考えのところがあればお聞かせいただければと思います。

以上です。

○武田座長 ありがとうございます。それでは、白銀オブザーバー、お願いいたします。

- ○白銀オブザーバー 関西送配電・白銀でございます。ありがとうございます。
- 一般送配電事業者としましても、インバランス料金・託送料金の未収リスクが増大しているという状況について非常に問題意識を持っており、社会的負担を抑制する観点から、 今回御提案いただいた保証金に関する取り組みを早急に運用開始できるよう、具体的な運用方法などを事務局と検討してまいりたいと思います。

8ページのまとめのところで、保証金を求める範囲は「予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲」として、運用開始後の状況を踏まえ必要に応じて見直すと整理いただきました。一般送配電事業者としてはこの整理を踏まえて進めてまいりますので、運用開始以降も適切なタイミングでの検証をぜひよろしくお願いします。

私からは以上でございます。

○武田座長 ありがとうございました。それでは、石川オブザーバー、お願いいたします。

○石川オブザーバー 中部電力ミライズの石川でございます。

今回の、一般送配電事業者の大規模な未収を防止して社会的負担の抑制を図る観点から、インバランス料金の未収リスクがある場合に一般送配電事業者が必要に応じて保証金を求めることを可能とすることは、大変重要なことだと思っております。ただ、インバランス料金の未収リスクを勘案した保証金の未払いを理由とした託送契約の解約が許容される場合、当該小売電気事業者は事業の休廃止が必要となりますことから、当該小売電気事業者の需要家が無契約状態となるリスクが一義的には高まる方向等を考えております。この点、前回の専門会合で提議されましたとおり、事業の休廃止などにおける需要家への周知期間について、必要に応じてより早期の周知が求められる方向性等を認識しております。今回その必要性がより高まったものと考えておりますので、小売営業ガイドラインへこちらも適切な反映をお願いしたいと思います。

以上です。よろしくお願いします。

○武田座長 ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。

中野オブザーバー、お願いいたします。

○中野オブザーバー すみません、中野です。

私も基本的にこの方向で異論はもちろんございませんけれども、これだけに限らず、一律全ての小売電気事業者に求められるものではないというふうに理解していまして、当然今回の対応というのは取引先の与信などに応じて御判断ということになろうかと思っています。もしこの理解が違っていましたら御指摘いただければと思います。

いずれにしましても、新電力というのはいろいろあるわけですけれども、全て一律にとか、杓子定規的な運用となることは、基本的にはその事業活動に必要以上の制約を課すことになりますので、その辺りはきちんと御配慮いただきたいと思っています。

以上です。

○武田座長 ありがとうございます。圓尾委員、お願いいたします。

○圓尾委員 圓尾です。

私も、今回の事務局の整理に関しては全面的に賛同したいと思います。

先ほど中野オブザーバーがおっしゃったことですけれども、私も、一律に基準を設けて 未収リスクを下げるために保証金を課すというものではなく、一送が合理的に判断を局面 局面でやることが非常に大事なのだと思います。それでやみくもに未収リスクを増大させ ることがないように、速やかに対応することも併せて大事だと思います。ですから、5ペ ージのところには「急激に低下」ですとか「必要に応じて」という形で、定性的な文言で 書いてあるわけですが、ここも一送が自分で判断することが求められているというのを十 分に認識した上で運用していただきたいと思います。

そんなに数多くなることはないと信じたいのですが、やはり松田委員や草薙委員がおっしゃったように、適切に運用されて小売電気事業者の過度な負担にならないようにということも大事なポイントですので、これを一送が求めた場合には遅滞なく監視等委員会にも報告していただいて、適切に運用されていることの確認を都度都度することも非常に大事なポイントではないかと思います。

以上です。

○武田座長 ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、事務局からコメントございますでしょうか。

○鍋島NW事業監視課長 ありがとうございました。

御指摘の点で、まず草薙委員から御指摘のあった、一般送配電事業者の判断でこの保証金を求めるということについて、きちんとウォッチをしていくことが重要という点につきましては事務局も全く同感でございまして、自主的に報告いただけるものと信じておりますが、いずれにしても監視等委員会のほうで、こういうことが行われた場合にはきちんとチェックを行って適切性は判断したいと、事後的に確認していきたいと思っております。

それから、このインバランスの発生自体が安定供給に支障をもたらすような場合については、今回もこれは解約の要件としてあり得るというところは資料には書いておりますけれども、そういう自体が生じそうな場合には更に検討を深めたいと思います。

松田委員から御指摘のあった、現行の規定におけるインバランス料が増大したときの解 約についての規定ですけれども、これについては今回の整理によって解釈が変わったとは 考えておりません。これはこれで規定上存在しております。今回は未収リスクということ を送配電事業者が考えたときにこうした保証金を求めることができる、そのように約款を 新たに改正する、明記するということでございまして、現行の、例えば4ページに掲げているような約款上の「54 解約等」の(ロ)におけるこの規定は、そのまま存続するという理解であります。

その上で、先ほどの草薙委員からの御指摘にも関係しますけれども、中野オブザーバーから御指摘いただいたような点ですけれども、きちんと、どういう運用がなされているかという点については監視等委員会のほうでも確認を取っていきたいと考えておりますので、何かその結果、何らか案件が生じたときあるいは一定期間を経た後に、またこうした点についても確認結果を御報告することも考えたいと思います。

以上です。

○武田座長 ありがとうございます。

それでは、事務局長、お願いいたします。

- ○新川事務局長 事務局長の新川でございますけれども、ミライズの石川オブザーバーから頂いた御指摘につきましては、今回はお諮りしておりませんけれども、別途また検討しましてこちらの場にお諮りをしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- ○武田座長 ありがとうございます。

本件につきましては特に大きな御異論はなかったと思いますので、事務局案のとおり進めることといたします。事務局は、この方針で対応を進めていただきますようお願いいたします。

それでは、続きまして、議題 2 「2022年度冬季の追加供給力公募(kW公募)の調達結果の事後確認について」に関し、事務局から説明をお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長 それでは、資料4につきまして事務局から御説明いたします。まず、2ページ目ですけれども、本日の御報告の内容ですけれども、本年度冬季の電力需給見通しについては、北海道と沖縄を除く全国8エリアで安定供給に必要な予備率3%が確保できていない状況でございました。そういうことで、資源エネルギー庁において追加供給力対策の検討が行われまして、2022年度冬季におきましても追加供給力公募が行われることになりました。この公募自体は、9月1日に落札結果が公表されております。本日は事後確認の結果を御報告いたします。

3ページ目は、冬季の電力需給見通しですけれども、説明は省略いたします。

4ページ目も、これも説明を割愛させていただきます。

そのまま7ページ目に移らせていただきます。募集概要といたしましては、東日本エリ

ア(東北・東京地域)におきまして募集容量が103万kW、最大170万kWまで超過落札を許容ということでした。西日本エリアにおきましては募集容量は99万kW、最大199万kWまで超過落札を許容というものでございました。

8ページ目は、kW公募の結果でございますけれども、東日本エリアにおきましては、募集量103万kWに対しして応札量自体は130.5万kWありましたけれども、落札量は77.9万kWということでありまして、募集量に対して未達が生じました。応札件数は9件で、落札件数は8件ということで、電源1件が不落となりました。この不落となった理由につきましては、応札価格が上限価格を上回っていたものと承知しております。

平均落札価格は2万5,972円/kWでありました。

最高落札価格は3万696円/kWで、この電源の中にはマストラン運転を要するものがありましたので、このマストラン費用を除いて加重平均をした場合の平均落札価格は5,795円/kWでした。

下に表がありまして、2021年冬季の落札価格が書いてありますけれども、2021年冬季については1万4,440円/kWが平均落札価格でしたので、それに比べると今回は平均落札価格が上昇したことになります。

続きまして、西日本の状況ですが、西日本については募集量99万kWに対して応札量 185.6万kWで、全数が落札いたしました。応札件数12件、落札件数も12件でした。

平均落札価格は6,810円/kWでありまして、最高落札価格は2万5,557円/kWでした。

マストラン運転を要する電源がありましたので、この電源のマストラン費用を除いて加 重平均をしたところ、平均落札価格は5,960円/kWでありました。

10ページ目ですけれども、今回は、東日本、西日本とも、いわゆるPivotal Supplierとなる事業者の応札がありましたので、価格について、どういう価格で札入れを行ったのか確認を行いました。これを確認したところ、東日本エリアでマストラン運転が必要となる発電機であったけれども、その起動費を算入していたというケースが確認されたので、この点については一般送配電事業者との契約書等に基づき適切に精算されたかを事後的に監視することとしたいと考えます。

また、今回、固定費が高い電源がございましたけれども、理由を聴取したところ、資材・人件費等を今回計上したという話であるとか、消耗品費が上昇したという説明がございました。

11ページですが、入札価格の考え方の評価という点で、固定費については、減価償却費

や燃料基地運営費といったものが計上されていないということは確認しております。燃料 費については、先ほど申し上げたとおり、一部適切ではないと思われる事例がありました ので、これは適切に精算していただくことが重要と考えます。

12ページですけれども、燃料費については、事業者の中にはこの価格変動リスクを織り込んでいる事業者もございましたが、これは応札から落札結果発表までの8日間の価格変動リスクを織り込むというものでありまして、基本的には大きな問題はないものと考えております。

13ページ目には、参考までに最近の天然ガスの価格動向について記載しております。日本の場合、参考になるのは、この図で言いますと赤い線のJKM(アジアのLNGスポット価格)であると考えております。

それ以降は、過去の本専門会合の資料にありますので、説明は省略させていただきます。 まとめでございますけれども、21ページでして、今回のkW公募では、入札価格について、 価格規律の対象となる事業者についてでございますが確認を行いました。本来必要となら ない起動分の燃料費が含まれていたということでありまして、適切に精算されたかを後日 チェックしたいと考えております。

なお、今回のkW公募では、東日本エリアの募集量が未達であったということで、9月15日の電力・ガス基本政策小委員会において対応についての議論が行われました。電力・ガス取引監視等委員会におきましては、当該対応を行った結果、契約した容量、容量単価を含めて、適切な運用であったか事後監視を行うということと整理されましたので、これについてはきちんと検討を行いたいと思います。

この1ポツの起動分の燃料費については、これは適切に精算するということであります ので、今後の事後的な追加的な対応を行う電源の費用との関係等も含めて、監視・確認を 行うことということにしていきたいと考えております。

以上です。

○武田座長 どうもありがとうございました。

それでは、先ほどと同様に、御質問、御発言がありましたらチャット欄でお知らせください。いかがでしょうか。オブザーバーの方も含めてお知らせいただければと思います。

それでは、草薙委員、お願いいたします。

○草薙委員 ありがとうございます。草薙でございます。

事務局の御説明に異論はございません。 1 点コメントさせていただきたいと思います。

10ページのところなのですけれども、事務局のここの提案であります3つ目のポツのところ、これは賛同いたします。

そして、4つ目のポツのところなのですけれども、コメントしたい点としまして、今回の入札価格の固定費が高かったことから理由を聴取したところ、下記の説明があったということで、点検に係る費用(資材・人件費等)を計上したとか、あるいは資源価格の高騰により消耗品費(電気代、補助蒸気代)が上昇したといった回答がされたということで、これは単に固定費の内容を精査する以上の情報が得られ得るということを示しているのではないかと思います。この資料の燃料費の考え方に照らしてもそれが推定できるところであり、いずれにせよ聴取方法としてこの対応が有効なのだと思います。引き続きこのような形で、予測値も含めてどのように計算をしたのかチェックいただくことが重要だと思いますので、このような形での聴取を引き続きお願いしたいと思います。

以上であります。ありがとうございます。

- ○武田座長 ありがとうございます。それでは、白銀オブザーバー、お願いいたします。
- ○白銀オブザーバー 関西送配電・白銀でございます。ありがとうございます。2点、お願いを申し上げたいと思います。

まずは、今回の落札価格の妥当性につきまして、迅速なタイミングで検証いただき感謝 申し上げます。

21ページ以降に記載いただいたとおり、未達であった東日本エリアにつきましては、基本政策小委員会での整理を受けて、一般送配電事業者において、ハ)の方法、すなわち特定の発電事業者と個別に協議して契約を締結することとされております。事務局からの説明にもございましたが、今回、落選となった案件につきましては応札価格が上限価格を上回っていたことを踏まえますと、個別に契約を行うこととなる供給力につきましては更に高い価格となることも予想されますので、価格の妥当性について今回実施していただいたように、事後的にしっかりと検証いただくようお願いいたします。

2点目ですが、このように追加調達の金額が高額となり得ることも含めて、kW公募や今後実施予定のkWh公募によって調達費用が増大し、一般送配電事業者の収支に大きな影響を与えかねないと懸念しております。また、この調達費用については翌期の原価で調整するものと理解しておりますが、翌期の料金の変動が大きくなることも懸念しています。調整による影響の大きさについては、都度しっかり評価していただくようお願いするととも

に、これは別の場での議論になるかと思いますが、早期の期中調整等による託送料金への 影響緩和方策についての御検討をお願いいたします。

白銀からは以上でございます。

- ○武田座長 ありがとうございます。それでは、松村委員、お願いいたします。
- ○松村委員 松村です。

今回の事務局の整理、合理的な整理をしていただいたと思います。異議ありません。

それで、今回も正しく対応してくださったとおり、マストラン運転と起動費のところについても丁寧に見て適切な対応をしていただいたのですが、今回のようにある意味で数が少ないものに関しても両方計上してしまうことがあったということは、ひょっとしたら日々のスポット市場での入札でも変な形で起動費が乗っていないかと疑わせるものだと思います。既に以前のこの委員会の資料で、起動費が多く乗っていることが明らかになった。この辺については今後もいろいろな局面で十分監視をしていただきたい。特に今回のように、マストラン運転不可避というのは説得力があったと思うのですけれども、そのマストラン運転をするコストがすごく高いときにはマストラン運転で、このプラントが現役で動いていた頃、マストラン運転のコストはそれほどでもなかったときには、マストラン運転ではなく起動費が乗る格好になっていたとすると、相当変なことが行われていたということだと思います。その起動費の乗り方は市場の流動性に大きく影響を与えるので、今後も監視等委員会が、今回得られた知見も利用しながら、おかしなことがないかを十分監視していただければと思いました。

次に、8日間分のリスクということで、僅か8日間分のことなので大きなリスク対応のコストは乗っていないという説明は十分納得しました。大した額ではないということであれば、今後もインテンシブに見なければいけないということはないのかもしれないのですが、8日間の間に何か大きな変動があり得るのでということで、大きなリスク対応のコストが乗ることがもし起きることがあれば、調達の仕方、その8日間に例えば何か大きな紛争が起きるだとか、大きな供給支障が起きる等で価格が急変するときには、事後的に単価を調整できる仕組みも考えたほうが、むしろこのリスク対応コストが不必要になって入札もしやすくなり、調達コストが下がることもあり得るかと思います。もし万が一大きな額が乗る局面が出てくることが予想されるなら、このような対策も検討していただきたい。以上です。

○武田座長 どうもありがとうございます。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、事務局からコメントはございますでしょうか。

○鍋島NW事業監視課長 ありがとうございます。

まず、監視につきまして、特に今後監視等委で監視することになる、この未達であった電源の監視ですけれども、これは非常に厳格に監視をする必要があると考えております。今回は、どの電源とどう契約するかについては承知しておりませんけれども、仮にこれが今回応札した電源と契約することになるということでありますと、文言上はどうか分かりませんけれども、Pivotal Supplierの考え方が当然に適用されると思いますので、適切な価格で算定されているかどうかという点について、このマストランの在り方等々も含めてきちんと検証していきたいと考えております。

それから、松村委員から御指摘のあったこの価格変動リスクですけれども、御指摘いただいた点について若干補足いたしますと、この12ページでございますけれども、今回の価格変動リスクについては、燃料価格の標準偏差×信頼係数× $\sqrt{8}$ というふうになっております。8日分ではありますけれども、その燃料価格の標準偏差ということであります。ということで、過去、 $2021\sim2022$ 年8月までの採録期間となっておりますけれども、この期間を見ますと、このウクライナ情勢や様々な理由によりまして非常に天然ガス価格の価格変動が激しかった時期に当たります。こういうところの標準偏差というのは比較的大きくなりがちであり、8日間であったとしても燃料リスクがあるということだとは思いますが、その結果として標準偏差が起きるがゆえに、 $\sqrt{8}$ を掛けたときには燃料変動リスクというのが、198/mmbtuということでかなり大きくなりがちではあるとは思います。ただ、これが過去の1年半なりの価格変動が激しかったということを反映しているというものでありますので、大きな意味ではやむを得ないところもあるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○武田座長 ありがとうございました。

本件については特に大きな御異論はなかったと思いますので、事務局案のとおり進める ことといたします。事務局は、この方針で対応を進めていただきますようお願いいたしま す。ありがとうございました。

それでは、続きまして、議題3「発電実績の公開について」に関し、事務局から説明を

お願いいたします。

○東取引制度企画室長 取引制度企画室長の東でございます。資料5に基づいて、発電 実績の公開について御説明させていただきます。

2ページ目でございます。本日の御報告の内容ですが、ユニット別・コマ別の発電実績の公開について、5月の当専門会合で御議論いただきまして、その際に、いわゆる適取ガイドラインの「望ましい行為」として位置付けることと、それから、システム改修に要する期間を勘案しつつ、2023年度のできるだけ早い時期での公開を目指すといったことなどが整理されたところでございます。なお、そのガイドラインにつきましては、現在、監視等委から経産大臣への建議を経て、今、改正案についてパブコメに付されているところでございます。

こうした状況を踏まえて、今般、対象電源、10万kW以上のユニットにつきまして、発電事業者に対して公開の意思確認というのを行いましたので、その御報告をさせていただくものでございます。こちらあくまで現時点での意思確認ということで、何か拘束力を持つものではありませんが、現時点でどういうふうに考えているかということで各社にお伺いしたものでございます。

3~4ページは割愛させていただきまして、5ページ目、具体的にどのように確認したかということでございます。今年の7月下旬に、HJKSに対象電源を登録している全68事業者に確認いたしました。回収率は100%となっております。シンプルに公開の意思があるかないかというのを各ユニットごとに確認しておりまして、意思がない場合についてはその公開できない理由という点についてもお伺いしております。

6ページ目でございます。こちらは結果でございまして、対象電源は全部で550ユニット、計2億1,000万kW強ということになっております。確認しました結果、下のグラフにありますように、ユニット数のベースで言うと95%弱、逆に認可出力ベースで見ますと95%強、公開するという回答が得られたところでございます。

なお、旧一般電気事業者、いわゆる大手発電事業者といいましょうか、旧一電、JER A、電発につきましては、全ユニットについて公開するという回答を頂いてございます。

それから、御参考までに7ページ目に、その68事業者の持つ電源の分布といいましょうか、発電容量別に書いてございます。一番大きいのは一番左端にあるJERAでございますが、そこからやはり全体の、今HJKSに登録されている10万kW以上のユニットというくくりで見ていますが、やはりいわゆる旧一般電気事業者、大手発電事業者が左側に非常

に多く固まっているということになってございます。こうした電源を対象に確認を行った ということでございます。

それから、8ページ目ですが、発電実績を公開しないと回答したユニットにつきまして、トータルで、現時点では35ユニットございます。理由につきましては、便宜的に下に幾つかの類型で書かせていただいております。例えば、副生ガスを使っていて本業の生産・操業状況が推定されるからといった理由が一番多かったわけですが、そのほかにも実証ユニットであって運転パターン等が推定されるということに懸念がある。あるいは、相手契約先、相対契約上、相手との関係で難しいと。こういった御説明がありました。公開しないという回答を頂いたユニットにつきましては、全て個々に事務局のほうでヒアリングを行いまして、その大宗につきましては一定の合理性というのが確認された一方で、一部のユニットについては必ずしも合理的な説明というのが確認されなかったというところでございます。

これを踏まえまして、今後の進め方ということで10ページ目に書いてございます。引き続き、今、一般送配電事業者、各TSOと広域機関において、公開に向けたシステムの検討が進められているところでございます。今回の確認を踏まえて、多くの事業者において発電実績を公開することに問題はないというのは確認できたところですけれども、事務局におきましては引き続き、特にきちんと理由が確認されなかったユニットを中心に、引き続き公開の意思確認をしっかり行っていく、公開を促していくということと、冒頭申し上げましたが今回のはあくまで初期的な確認ということで、ある程度公開の目途が立った時期に改めてきちんと意思確認をするということとしたいと考えております。

いずれにしましても、システムの面も含めて、引き続き来年度のなるべく早いタイミングでの公開というのを目指して、関係各所において準備を進めていきたいということでございます。

事務局からは以上でございます。

○武田座長 どうもありがとうございました。

こちらは報告事項ですので、質問につきましては後刻個別に事務局にお問合わせいただくということでお願いしたいと思いますけれども、特に何かここで御発言等を御希望の方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、最後の議題となりますけれども、議題4「自主的取組・競争状態のモニタリング報告(令和4年4月~6月期)」に関し、事務局から説明をお願いいたします。

○東取引制度企画室長 資料6に基づきまして、定期的に、3か月に1度御報告させていただいているモニタリングレポートについて御報告させていただきます。大部ですので、こちらはかなり割愛させていただいて、ポイントだけかいつまんで御説明させていただきたいと思います。

まず、2ページ目に、各市場での取引——各市場といいますか、卸と小売の概要についてまとめております。

まず、スポット市場は、昨年同時期と見ると、やや約定量が減り、販売電力量に対する 割合も少し下がっていると。価格は、御案内のとおりかなり上がっているということでご ざいます。

一方で、少し飛んで相対取引のところを見ていただきますと、グループ外への供給量というのが昨年に比べると2割ぐらいでしょうか、2~3割増えているということになっていまして、この辺が全体としてやや相対のほうに数字が移っているのかなというふうに見受けられます。

それから、時間前市場につきましては昨年に比べると少し取引量が増えてきていると。 逆に先渡しのほうはかなり細ってきているということがうかがえます。

それから、小売のほうに行きますと、新電力のシェアは昨年6月時点に比べると少し下がってきているということになってございます。

スポット市場につきまして、8ページ目でございます。スポット市場における売り約定量の内訳をプロットしたものです。旧一電と新電力その他ということで分けていますが、旧一般電気事業者の売り札が減る一方で、新電力の売り札が昨年同時期に比べると1.2倍と増えているという点が1つです。

それから、9ページ目ですが、今度は買い約定量のほうを見ますと、今度は旧一電の買い約定量が増えて、新電力その他の買い約定量は減っているということに立っていまして、結果的に旧一電による買い約定量が売り約定量を上回ると。旧一電が買っていると。それに対して、新電力その他による売り約定量が買い約定量を上回るというのがマーケットの今の全体の絵姿となっています。これは前の期も、四半期で見ますと同じような傾向が見られまして、ここは前年同時期と比べていますのでこういう出方になっていますが、いずれにしましてもそういった傾向が引き続いている、見て取れるということでございます。

それから、今度は時間前市場ですが、先ほども冒頭で少し御紹介しましたが、時間前市 場は全体のパイの中では引き続きまだ小さい、限定的だとは思いますが、昨年同時期に比 べると1.2倍というふうに増えていまして、少し、インバランス制度ですとか、あるいは FIPですとか、いろいろと制度が変わる中で少し時間前の利用が増えているのかもしれ ませんが、いずれにしましても量としてちょっと増加傾向にあるということでございます。 それから、15ページ目にその内訳、同じように誰が売って誰が買っているかというのを お示ししていますが、こちらを御覧いただきますと、旧一電の売り量が昨年度に比べて減っているのに対して、新電力その他というところでは非常に、昨年同時期に比べると3倍

それから、16ページ目ですが、今度は時間前市場での買い約定量を見ますと、旧一電が1.3倍になっているということで、こちらも結果的に旧一般電気事業者による買い約定量が売り約定量を上回ると。買い越していると。一方で、新電力が売り越しているというのが時間前市場の絵姿ということ、になってございます。

近く売り約定量が増えていると。

それから、すみません、大分飛びまして、相対取引ですね。36ページでございます。これも冒頭少し御紹介しましたが、旧一般電気事業者からの相対取引の状況ということでございますが、こちらは昨年度同時期に比べると約1.2倍に増えていまして、冒頭も申し上げましたが、少し相対取引のほうが厚くなり、スポットのほうがやや減っているというのが全体のトレンドかなというふうに思っております。というのが卸市場の状況ということでございます。

それから、最後に小売のほうでございます。46ページですね。新電力のシェアの推移ということでございます。ちょっと見にくいかもしれません、この赤いのが総需要に占める新電力の小売シェアということで、長らく上昇傾向で推移してきたものの、直近ではやや停滞して、あるいは減少傾向にあるということかと思います。特に低圧――オレンジのほう、黄色といいますかオレンジといいますか、低圧は引き続きやや伸びている、あるいは足元ではかなり伸びているように見えますが、一方で特高・高圧のほうがかなり顕著に傾向が出てきているということでありまして、足元ではこういった傾向が見られるということでございます。

48ページですが、それを更に地域別、月別と、より期近なところで見てみますと、大きな傾向としてはやはり低圧が、変わらずオレンジですが、低圧は比較的足元でもシェアが大きくなっている一方で、ピンクの一番下の特高あるいは緑の高圧というところは足元は減る傾向が出ているかなと。エリアによってもやや違いが見られまして、たとえば、東京エリアですと必ずしもそんなに減少傾向というのが出ていない一方で、エリアによっては

かなり顕著に足元での特高・高圧のシェアの変化というのが出ているエリアもあるといった状況になってございます。

かなりかいつまんでではございましたが、今、足元のマーケットの傾向ということで、 データの御紹介をさせていただきました。

事務局からは以上でございます。

○武田座長 どうもありがとうございました。

こちらも報告事項ですので、御質問等ありましたら個別に事務局にお問合わせいただき たいと思いますけれども、特に何かここで御発言の御希望がありましたらお知らせいただ ければと思いますが、いかがでしょう。よろしいでしょうか。どうもありがとうございま した。

それでは、本日予定していました議事は以上となりますので、議事進行を事務局にお返 ししたいと思います。

○田中総務課長 事務局でございます。

本日の議事録については、案ができ次第送付させていただきますので、御確認のほどよ ろしくお願いいたします。

それでは、第77回制度設計専門会合はこれにて終了といたします。本日はありがとうございました。

——了——